

処 分 の 概 要	訂正請求に対する措置
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町議会の個人情報の保護に関する条例 第33条
法令(例規)番号	令和5年美幌町条例第1号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 30 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 30 日</p>
所 管 部 署 名	議会事務局
審 査 基 準 の 内 容	<p>(訂正請求権)</p> <p>第30条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第47条において「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p> <p>(保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第32条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる。(第34条第2項)

注 各欄は、様式第1号と一致させること。